

○厚生労働省令第二十号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行に伴い、確定拠出年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月二十九日

厚生労働大臣 武見 敬三

確定拠出年金法施行規則及び確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（確定拠出年金法施行規則の一部改正）

第一条 確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第七十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（企業型年金運用指図者の申出）</p> <p><b>第十四条</b>（略）</p> <p>2 第十三条第三項の規定は、企業型年金運用指図者について準用する。</p> <p>（運用の方法等に係る情報の提供）</p> <p><b>第二十条</b> 法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合は、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法ごとに、次に掲げる情報を提供するものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第四条第一項に規定する重要事項に関する情報</p> <p>七（略）</p> <p>2 六（略）</p>	<p>（企業型年金運用指図者の申出）</p> <p><b>第十四条</b>（略）</p> <p>2 前条第三項の規定は、企業型年金運用指図者について準用する。</p> <p>（運用の方法等に係る情報の提供）</p> <p><b>第二十条</b> 法第二十四条の規定により企業型運用関連運営管理機関等が企業型年金加入者等に情報を提供する場合は、提示する運用の方法の全体構成に関する情報のほか、各運用の方法ごとに、次に掲げる情報を提供するものとする。</p> <p>一 五（略）</p> <p>六 金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一号）第四条第一項に規定する重要事項に関する情報</p> <p>七（略）</p> <p>2 六（略）</p>

（確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第二条 確定拠出年金法施行規則等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の表改正前欄の確定拠出年金法施行規則第十四条第二項中「前条第三項」を「第十三条第三項」に改め、同欄の確定拠出年金法施行規則第三十一条の二「企業型記録関連運営管理機関等は」の下に「確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に対し、」を加え、「記載した書類」を「記載し、又は記録した

書面又は電磁的記録媒体を提出し、」に、「記録した磁気ディスク等を、確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。）又は企業年金連合会に提出し」を「電子情報処理組織を使用する方法により提供」に改め、同表改正後欄の確定拠出年金法施行規則第三十一条の二「確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。）又は企業年金連合会に対し、」を「確定給付企業年金の事業主等（確定給付企業年金法第二十九条第一項に規定する事業主等をいう。第六十一条の二第三項及び第四項において同じ。）又は企業年金連合会に対し、」に、「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、」を「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録媒体を提出し、」に、「電子情報処理組織を使用する方法により提供」を「電子情報処理組織を使用する方法により提供」に改める。

附 則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第一条中確定拠出年金法施行規則第十四条第二項の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。